

2017年第4回定例会 一般質問

23番、日本共産党の斉藤ゆみこです。発言通告に沿って一問一答で質問を致します。

(1)性的マイノリティについて2点質問いたします。

LGBT・SOGI(ソジ)への取り組みについてお聞きします。

人の性は少なくとも3つの要素、すなわち、身体の性別である「生物学的な性」、心の性別を決める「性自認」、異性が好き・同性が好き・どちらも好き・どちらにも関心がないなどの「性指向」の要素、更に「表現する性」が組み合わさっています。

これまで日本では、男女をはっきりと二分する「性別役割分業」の考え方や「家制度」、異性愛規範を基本にした「婚姻制度」など、「性別二元性」「性別二元論」の考え方が基本でした。しかし近年では、複雑で多様な性の在り方が「LGBT」という総称でオープンになり、加えて、様々な性的個性を認める「SOGI」という認識でも広がりつつあります。

宝塚大学看護学部の日高教授による、約1万5千人のLGBT当事者対象の調査結果では、「学校教育で同性愛についての知識を習ったか」の問いに対し、7割近くが「一切習ってない」と答え、10代では48.2%が習っていないと回答しています。高い年代に比べると、10代は同性愛について習った割合は高くなっていますが、中には「異常なものとして習った」「否定的な情報を得た」と言う回答が合わせて25.9%となっています。

性への目覚めは小学校高学年から中学時代と言われます。首都圏で「多様な性」の授業実践に取り組む、ある公立中学校では、年度初めの保護者会で性教育の大切さを話し、授業案内を出し、その様子を学年通信で紹介するという取り組みを行っています。参観した保護者から「とても良かった」「ありがたい」等の感想も寄せられているそうです。

一昨年4月、文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」という通知を出し、「性的マイノリティとされる児童生徒全般」への支援という言葉が、不十分ながら付け加えられました。

2014年、国際オリンピック委員会は、開催都市との契約に定める差別禁止条項を改訂し、人種・宗教・障がいの有無などと同様に、性的指向や性自認についても差別しないことを条件に加えていま

す。つまり、性的違いで差別しないことは、もはやオリンピック開催地の条件として必須条項にもなっているわけです。

性的マイノリティをめぐるのは、ふだん、公然と語られることがほとんどない性意識・性行動にかかわる事柄であり、また、当事者がカミングアウト(公表)しなければ事態が表面化しないため、“最後のマイノリティ”といわれてきました。

現在、日本では13人にひとりが性的マイノリティと言われており、近年、LGBT、SOGIについての施策は一定前進し、社会的な認知が広がってきています。しかし、当事者がかかえる困難は依然として大きく、特に、意図的な同性愛嫌悪(ホモフォビア)や、差別的な言動やいじめ、不当解雇や強制的な禁止など、「SOGIハラ」は放置できない人権問題となっています。日本共産党は、性的マイノリティの人権と生活向上を政策として掲げ、施策の推進を提案しています。

認知が広がってきたとは言えるものの、関心や知識がないために起こる差別と偏見で、当事者の苦痛は大変なものだと考えられます。

大分市においては、男女共同参画センターが先月(11月)25日、性的マイノリティについてセミナーを開き、当事者からのお話を伺う貴重な催しを開催しました。私もお話を伺い、今後、行政としてどのような支援ができるのか、お互いの存在を認め合える施策の必要性を強く感じたところです。

皆が違いを認め合う社会を目指し、生きにくさを感じている人たちをどのように支援するかが問われています。そこで質問いたします。

①本市において、LGBTやSOGIなど、性的マイノリティへの社会的理解を深める為、今後、どのように取り組みを進めていくかお聞かせください。

②教育現場においては、どのように向き合っていくか、お聞かせください。

2015年4月、全国に先駆け、東京都渋谷区が、同性カップルを「結婚に相当する関係」と認める「同性パートナーシップ条例」を制定し、パートナーシップ制度を導入しました。その後も、東京都世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、那覇市、札幌市も制度を導入し、今年9月には、福岡市が導入の検討を進めていることを明らかにしています。また、社内規定を改定して同性パートナーを配偶者

として認め、福利厚生が活用できるようにするなど、一部の企業でも前向きな動きがみられます。

パートナーシップ制度は婚姻制度とは異なり、法的効力はないものの、同性のカップルをパートナーとして認め、自治体において証明書を交付する制度です。これにより、生命保険の受け取りや住宅ローンの適応、携帯電話の家族割や家族に限定される際の病院の面会、公営住宅への入居などが可能になります。

人生の伴侶を得るといふ喜びに加え、かけがえのないパートナー同士が社会的に認められることは、当事者にとって切実な願いかもしれません。

もちろん、これらの制度を導入したからと言って、すぐに申請者が出るとは限りません。しかし、ありのままの自分が肯定され、生き方を自由に選択でき、それが認められる社会になることは重要です。そこで、質問いたします。

②今後、大分市においてパートナーシップ制度の導入を検討する考えはないか、見解を求めます。

(2)次に、性暴力・性被害について質問いたします。

いま日本では…4日に1人、配偶者によって殺されています。

1週間に1人の子どもが、虐待で命を落としています。

性被害を受けた10人のうち7人の女性は、誰にも相談できていません。

男女平等ランキングで、世界144カ国中111位です。

6人に1人の子どもが貧困にあります。

(全国シェルターシンポジウム2017 in 東京 の資料から引用)

強姦や強制わいせつなどの性犯罪、配偶者・家族・恋人同士などの間で起こる、性的行為の強要、避妊に協力しない性交渉や中絶の強要、児童ポルノ・児童買春などを含む児童への性虐待やストーカー行為など、性暴力の被害実態は深刻な状況です。また、援助交際、アダルトビデオへの出演強要、JKビジネス、人身取引、性的搾取など、インターネットやSNSなどを媒体とした「交流サイト」などで、性ビジネスの被害も広がり続けています。

内閣府の調査では、異性から無理矢理性交された女性のうち、被害にあった時期は、「20歳代」が49.6%と最も多く、「中学生」が2.6%、「中学卒業から19歳まで」が23.1%、「小学生以下」や低年齢の被害も11.1%に及び、4人に3人は加害者と顔見知りであることが明らかになっています。

性被害をめぐっては、「被害者の方にも問題や原因があったのではないか」「抵抗できたのではないか」「同意のうえではないか」などの「レイプ神話」や、加害者側に理解が示されるような捜査や取調べの体制などで、被害の後にも精神的苦痛を受け続ける「セカンドレイプ」という被害もあります。日本では、これほど深刻さが顕在化しているにもかかわらず、当事者の苦しみが十分に反映される法制度や支援システムがいまだ整っていない現実があります。

大分県においても、2016年に県警が取り扱ったストーカー行為は過去2番目に多く、DV件数は958件と過去最多にのぼっています。しかし、その数を大きく上回る性暴力・性被害が暗数になっていることは容易に予想されます。

今後、性暴力・性被害を許さない社会にするためにも、問題意識を磨き、視野を広げ、支援のスキルを積み重ねていかななくてはなりません。誤った情報で意識が偏らないうちに、性暴力についての認識を広げ、相談や支援体制を知り、専門機関を周知することも重要です。

大分県は、デートDV防止セミナーを、今年度から中学生や保護者にも対象を広げて実施しています。DV被害については、加害者との接触を避ける必要もあることから、相談機関をオープンにできないという困難さも抱える中で、中高校生を始めとする若い世代や、貧困の中で解決策を見いだせていない当事者につながっていく手立てこそ必要です。

今後、性暴力による望まない妊娠、性感染症、産婦人科の受診にかかる情報提供など、具体的な悩みに寄り添う支援体制を構築すべきです。そこで質問致します。

①性暴力・性被害などの支援を広げるために、相談通話の無料化や、SNS・メールでの対応、専門機関の情報提供や一般的な悩みごとに対応したQ&Aサイトの開設など、当事者目線の相談支援体制を整備する考えはないでしょうか。見解を求めます。

次に、社会福祉施設職員の退職共済制度について質問致します。

国は社会福祉施設職員の退職金に資する制度である、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費負担廃止を拡大させています。

この制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、社会福祉法人の経営する福祉施設等で働く職員の待遇改善や身分の安定を図り、社会福祉事業の振興に寄与するという目的で、社会福祉施設職員退職手当共済法により実施されてきたものです。

すでに10年前に介護施設、更に昨年度は障がい者施設が、公費助成の対象から外されてしまいました。実施前に加入していた常勤職員については、経過措置により、共済契約者として継続されているものの、廃止後、施設が負担する新規加入職員の掛け金は、以前の3倍に跳ね上がっています。大分市内で対象となる17の障がい者施設の加入状況を見ると、負担増による影響が明らかに見受けられます。

こうした中、国は来年度に向け、保育所への公費負担も廃止する検討を行っています。

障がい者、介護、保育などの福祉分野においては、異常な低賃金と長時間・過密労働のまん延、「福祉の初心」を生かせない劣悪な労働環境などにより、深刻な人手不足を引き起こし、制度の基盤を脅かす重大事態となっています。福祉労働者の大幅な処遇改善と職員配置基準の抜本的引上げこそが喫緊の課題であることは、福祉現場の労働者だけでなく、社会福祉事業の経営者、利用者や関係者、国民の共通認識となっています。それにもかかわらず、福祉現場に、この様な負担増を押し付けることは、到底許されることではありません。本年5月、大阪市会は保育士の待遇悪化を招くとして、公費負担を廃止しないよう国に意見書を提出しています。

現在、待機児童解消に向け施設整備が進められる中、他都市では「保育士が足りず、保育の受け入れができない」という事態も生じています。公費負担の廃止は、施設運営を圧迫し、福祉現場で働く職員の退職金の減額、パート職員の増大など、処遇改善に逆行するものであり、人材確保がいつそう困難になる事が懸念されます。このような法改悪を認めるべきではありません。そこで質問いたします。

②国や県に対し、保育分野における退職共済制度の公費負担の廃止を行わないよう、求めるべきと考えます。見解を求めます。

次に、障がい者の医療費助成について質問致します。

障がい者の医療費助成の現物給付については、これまで長きに亘り、議会で取り上げ、予算要望を続けていますが、子どもの医療費同様、国保のペナルティや多額の予算がかかるとの答弁で、いまだ前進しておりません。

障がい者やご家族にとって、治療後、償還払いの申請で再び病院を回ることは、精神的にも身体的にも、大きな負担となるのは言うまでもありません。必要性は認識されながら、これまで合理的とはいえない制度が改善されないままでした。また、償還払いという払い戻しのシステムでは、経済的負担がかかり、治療自体が困難になることも考えられます。

障がい者においては、2006年の障害者自立支援法施行による負担増、65歳問題と言われる介護保険優先適応による負担増、障害者総合支援法に見直された後も、施設利用などに伴う負担の拡大は続いています。安倍政権による社会保障の切り捨ては更に続いており、来年4月から、施設で提供される昼食代の全額負担まで強行しようとしています。障がい者にかかる経済的負担は、自立した生活を阻み、障害者の生存権を脅かすものであり、医療費助成の現物給付は長年に亘る障がい者の願いです。そこでおたずねします。

③障がい者の医療費助成を一刻も早く現物給付に切り替え、償還払いの負担をなくす必要があると考えます。見解をお聞かせください。

(3)次に、選挙権を保障する取り組みについて3点質問致します。

1点目は、期日前投票についてです。

大分市内における期日前投票所は、本庁・支所の9か所と、2日間投票可能な大分大学キャンパスを加え現在10か所となっています。

今回の総選挙で、期日前投票所に行かれた複数の方から、「長時間かかって、大変な思いをした」との声が寄せられました。特に、市役所第2庁舎6階の会場では、「待ち時間が1時間以上かかった」「列に並んでいる間、立っているのが大変辛かった」などの声を耳に致しました。「市役所は時間がかかると聞いたので、支所の方へ行った」と言う方も大勢おられます。私も期日前投票所に足を運びました

が、天候も悪く、支所の方も大変な混雑ぶりでした。

今年になって総務省は、投票環境の向上について、様々な取り組みの事例をまとめ公表しました。その中には、共通投票所の設置や期日前投票の投票時間の延長、移動支援、利便性の高い商業施設や通勤者等の利用が多い主要駅構内への期日前投票所の設置などが紹介され、地域が実情を踏まえ、工夫して取り組んだ様子が紹介されています。

今後、有権者の選挙権を保障するためには、高齢者への対応や災害発生時の対策など、柔軟な取り組みも求められます。今回の投票所における現状を見ても、早急な改善の検討が必要ではないでしょうか。そこで、質問いたします。

①期日前投票所の増設を検討すべきと考えます。見解をお聞かせください。

2点目に、障がいのある方の投票についてお聞きします。

本年2月に行なわれた大分市議選において、知的障がいのある有権者が投票を断念したことを受け、7月に市民団体から、障がいのある有権者の権利保障を求める質問書が提出されました。

私も、今年和市議選の際、久しぶりに会った知人から同様のお話を伺いました。2年程前、障がいのある息子さんと期日前投票に行かれた際、意思確認ができないと言われ投票することができなかったそうです。息子さんにとっては初めての選挙で、投票するのをとても楽しみにしていたと、大変落胆されていました。

先日、再度お話を伺うことができましたが、「あれ以来、選挙に行くことは諦めている。今回の総選挙も行かなかった。投票を諦めている障がい者の家族は、他にもいっぱいいます」と、語られました。このお話を聞いて、私は本当に申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。

投票所においては、家族でも同伴することができないため、原則、本人の意思確認ができなければ投票することはできません。私は、公職選挙法をもとに定められた、選挙の規定やルールを変えろというつもりはありません。しかし、投票所で障がい者の投票行動を、どう支援するか、どんな支援なら可能であるか、模索することは必要です。

大分県においては、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例のもと、障がいの

ある方々の声が生きる町づくりを目指しているはずです。

大分市には、身体障がい者・精神障がい者など、合わせて2万6千856人の有権者がおられます。今回、お話を伺いながら、支援をすれば投票できる障がい者やご家族が、「障がいがあるから投票できない」「投票は無理だ」とはじめから諦めているとしたら、それは由々しき問題であると考えます。そこで質問します。

②投票をあきらめている障がい者がおられるという現状を、本市としてどのように考えるか、見解をお聞かせください。

3点目に、不在者投票についてです。

選挙権年齢の引下げ、高齢者の増加、政治への無関心など、選挙権を保障するための課題は増大しています。中でも、投票に行かない有権者への働きかけは重要です。

選挙に行っていない方の中には、大分市に住民票を置いたまま、一定期間の出向・出張、また旅行などで他都市にいるため、投票できないと思っている方もおられるのではないのでしょうか。「住民票は大分市にあるけど、今はこっちにいないから…」というような声を、何度か耳にしたことがあります。この様な場合、大分市の選挙管理委員会に申請すれば、滞在先で投票することが可能です。しかし、期日前投票と不在者投票が混同され、「期日前か投票日に、大分市にいないければ投票できない」と思われている方は、結構いらっしゃるのではないかと感じます。そこで質問いたします。

③不在者投票が可能な事例をもっと分かりやすく工夫して、周知・啓発を行うべきと考えます。見解をお聞かせください。

(4)JR駅について2点質問致します。

1点目に、JR駅の無人化についてです。

12月2日と3日に大分市の要請で行なわれた説明会には、自治会、老人会、車いすの方、視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢者、高校の先生、ひとりで駅を利用している小学生の保護者、中高生の保護者など、多くの駅利用者が参加されました。私は、5つの説明会で、参加者の声を伺いました。

「インターホンで対応すると言うが、システムの使い方が難しそうで不安」「利用者の立場に立っていない」「視覚障がい者にとって駅は危険な場所。事故は一瞬で起こる。当事者の声をもっと聞いてほしい」「小学生の子どもが一人で利用している。今まで、駅係員さんが声掛けしてくれる安心感があった」「参加しているほとんどの人が、このシステムに反対だと思う。中止や延期は考えないのか。説明会を今後も開き、改善策が示されるのか」「前日に電話で予約してと簡単に言われるが、電話をかけること自体、大変な障がい者もある。そのことを考えてほしい」「春から高校に通学する中学生は、戸惑うのではないか」など等、これらの声はほんの一部にすぎませんが、直接、駅利用者から出された反対の声は重要であり、無人化に対して市民の合理が得られていないことは明らかです。

JR九州は、「防犯カメラなら24時間監視でき、死角もなくなる」「駅で何かあっても、遠隔放送で注意喚起はできる」「緊急時には列車を停止させる」などと説明していますが、「困った時にはカメラに向かって話ができるのか」と質問したところ、「防犯カメラで対話することはできません」との答えが返ってきました。これでは、安全が担保されているとは、とうてい思えません。

説明会で出された多くの質問に、納得できる返答はほとんどなく、「ご理解頂きたい」という答えが何度も繰り返されました。残る土日の説明会でも、更に反対の声が上がるのは明らかです。

市民の不安や不満が、これだけ噴出しているのに、安全性・利便性が後退する駅の無人化を、来春早々に実施させることは到底許されることではありません。これらの市民の思いをとりまとめてJRに伝えることは、まさに公共交通の責任を担う行政の役割です。そこで、お聞きいたします。

①市民の合意が得られないスマートサポートステーションの導入については、大分市からもはっきりと撤回を求めるべきと考えます。見解を求めます。

次に、駅の整備について質問いたします。

今回の説明会では、無人化にお金を使う前に、危険を回避する為のエレベーターやホームドアこそ先に整備すべきではないのかとの要望も多数出されました。

JRにおいては、公共交通を担う企業としての社会的責任を果たす為にも、利用者の利便性を確保し、安全性を追求する姿勢を持ち続けて頂きたいと思います。

私は、2013年第1回定例会で、滝尾駅のトイレと駐輪場の整備を求める質問を致しました。その際の答弁は「JR九州に対して整備に向けた働きかけを継続的に行う」というものでしたが、あれから4年経過した現在まで、改善されていません。以前も指摘した通り、滝尾駅はすでに無人駅であるにもかかわらず、近寄るのも危険な汲み取り式のトイレ、道路から自転車がはみ出す危険が常態化した駐輪場でした。

今回、わが党議員団は9月26日に、JR九州に伺い無人化の撤回を申し入れましたが、その際、駅の防犯体制についても見解を伺い、滝尾駅の整備について早急な改善を要望いたしました。この問いかけに対し、トイレと駐輪場の整備を検討している旨の返答を伺いました。そこで、おたずねいたします。

○JR 滝尾駅のトイレおよび駐輪場の整備については、早急に確認を行って実施を促し、地元住民への周知を行なうよう要請すべきと考えます。見解を求めます。

(5)次に、教育行政について質問します。

学校教育における、児童生徒の問題解決について質問します。

学校現場においては、教員の多忙化が問題となる一方で、特別な支援が必要な児童生徒の増加により、細やかな配慮が求められています。様々な個性をもつ児童生徒に寄り添った指導を行うには、本来、少人数学級の拡充が必要不可欠です。

これまで、いじめや不登校など、我が子・我が孫のことで胸を痛める保護者や親族の方々から、様々なご相談をお受けしました。保護者からは、「学校がどんな対応をしてくれたのか、伝わってこない」「問題がどこまで共有されているのか分からない」「深刻に受け止められていないのではないか」等の、切実な声が寄せられる実態があります。

教育現場においては、この間、管理強化につながる教員評価制度が導入され、「成果主義」「成績主義」の拡大が懸念されてきました。教職員評価制度は、教員をランク付けし、様々な問題を教員同士で共有しながら解決に向かうことを困難にします。仮に学校で問題が起こっても、自分の評価がさがることを恐れ、教員がひとりで抱え込んでしまうようでは、好ましい教育環境を保障することはできません

ん。

学校の問題は当該の学校内で行われます。確かにそれが基本かもしれませんが、学校に行き、先生にわが子の相談をするのは、児童生徒や保護者にとって、必ずしも容易なことではありません。

まずは、研修や提出書類など教職員にかかっている業務の負担軽減を行い、問題を抱えている児童生徒や保護者の思いを受け止める間口を、もっと広げることが必要だと考えます。そこで、質問致します。

①問題や悩みを抱える児童生徒や保護者が相談しやすい体制を、学校の外にもつくる必要があると考えます。見解を求めます。